

# 見直し案

## 1 共同受注窓口の機能強化

- 障害者優先調達推進法の施行に伴って増加が見込まれる官公庁や民間企業からの発注について、確実に受注し、売上げにつなげていく取組みが必要。
  - 一部の共同受注窓口は、共同受注や製品情報の提供だけでなく、製品のブランド化や販路の拡大、共同販売等により、売上げの増加に取り組んでいる。
- ➡ ○ 経営コンサルタントが共同受注窓口に対してコンサルティングを行うことにより、売上げの増加に取り組む共同受注窓口の機能を強化する。

## 2 各事業所が作成する工賃向上計画の作成支援

- 工賃向上の目標を達成するためには、各事業所が適切な「工賃向上計画」を作成することが不可欠。
- 工賃向上計画は、各事業所の実態（管理者や職員の理解の水準、利用者の技術水準、販路獲得状況等）に応じて、きめ細かく作成される必要がある。
- 経営コンサルタントと障害者の就労支援を専門に行う共同受注窓口が協力することにより、効果的なコンサルティングが期待される。

① 経営コンサルタント及び共同受注窓口が、各事業所に対し、PDCA実施手法や技術指導に関するコンサルティングを行い、「工賃向上計画」作成を支援。

➡ ② 目標値について、計画年度終了後の分析・検証を容易にするため、一人当たり月額工賃だけでなく、総工賃、時給など複数の指標を設定するほか、一般就労への移行率についても目標として設定するよう定め、一般就労への移行を促進。